

お知らせ インデックス

よこしばひかりまちの
暮らし・募集・催し物
お知らせします



11月は「ちば国保月間」です

申聞

◎国民健康保険制度のこと

住民課国保年金班

☎(84)1214

◎国民健康保険税のこと

税務課収納対策班

☎(84)1212

特別な事情もなく

国民健康保険税を滞納すると

- ・督促を受けたり、延滞金に加算されます。
- ・有効期間の短い被保険者証が交付されます。
- ・納期限から1年を過ぎても未納となっている場合は、被保険者証を返還させ、資格証明書が交付され

ます。この場合、医療費はいったん全額自己負担となります。

※やむを得ない事情で納付が困難な場合は、税務課で納付相談を行っています。未納のままにせず、お早めにご相談ください。

非自発的失業者の

国民健康保険税の軽減

非自発的な理由で失業（倒産・解雇・雇止めによる離職）し、ハローワークで雇用保険の受給手続きをした65歳未満の方は、申請により国民健康保険税が軽減される場合があります。

必要なもの

- ・雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知
- ・国民健康保険の被保険者証

医療費の一部負担金の

減免・徴収猶予制度

災害などの特別の事情により、生活が一時的に厳しくなり、医療費の一部負担金（自己負担分）の支払いが困難な場合は、申請により減額、免除、または一定期間支払いを猶予する場合があります。詳しくは、住民課国保年金班へお問い合わせください。

ジェネリック医薬品を 活用しましょう

新薬と同じ主成分で製造され、開発にかかる費用も少ないため安価なジェネリック医薬品を活用しましょう。

ジェネリック医薬品を希望する場合は、医師、歯科医師、薬剤師に相談してください。



ちばこくほ
マスコット
キャラクター
「ちーこちゃん」

健康保険証と

マイナンバーカードが一体化

●12月2日から被保険者証は発行されなくなり、マイナンバーカードと一体化されます

・被保険者証とマイナンバーカードの一体化に伴い、12月2日（月）から被保険者証は発行されなくなります。

・12月1日（日）の時点でお手元にある有効な被保険者証に記載されている有効期限（最長で令和7年7月31日）まで使用可能ですので、破棄せずにお持ちください。

・被保険者証の記載事項（氏名や住所など）が変更になった場合は、

有効期限を待たずに変更日から使用できなくなります。

・12月2日（月）以降、被保険者証が発行されなくなった後も、加入・脱退などの届け出は必要です。

マイナ保険証とは

・マイナ保険証とは、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードのことです。

・マイナ保険証の利用登録は、スマートフォン（マイナポータルアプリ）や医療機関・薬局の窓口などで登録することができます。

・詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。



↑詳しくはこちら

マイナ保険証のメリット

- ・医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。
- ・限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払いが免除されます。（国民健康保険税に未納があると、支払いが免除されないことがあります。）
- ・過去に処方された薬や特定検診結果が医師や薬剤師と共有され、より良い医療が受けられます。

●マイナ保険証を持っていない方には「資格確認書」を交付します。

・マイナ保険証を持っていない方に